

旭川市福祉有償運送運営協議会の協議案件に係る事務処理等要領 新旧対照表

旧	新（案）
<p>旭川市福祉有償運送運営協議会の協議案件に係る事務処理等要領</p> <p>第1条 ～ 第9条 （略） （運送の対価等の確認）</p> <p>第10条 運送の対価は，運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であり，合理的な方法により算出され，かつ，明確であること及び営利を目的としているとは認められない妥当な範囲であることとし，事務局は，当該地域に<u>おける一般旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1</u>を上限の目安とし，運送団体の運賃及び料金一覧表等により確認する。</p> <p>第11条 ～ 第13条 （略）</p> <p>附 則 この要領は平成28年12月12日に施行する。</p> <p>附 則 この要領は，令和3年2月8日から施行し，令和2年11月27日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は，令和5年1月23日から施行し，令和4年10月1日から適用する。</p>	<p>旭川市福祉有償運送運営協議会の協議案件に係る事務処理等要領</p> <p>第1条 ～ 第9条 （略） （運送の対価等の確認）</p> <p>第10条 運送の対価は，運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であり，合理的な方法により算出され，かつ，明確であること及び営利を目的としているとは認められない妥当な範囲であることとし，事務局は，当該地域に<u>適用されるタクシー運賃の約8割</u>を上限の目安とし，運送団体の運賃及び料金一覧表等により確認する。</p> <p>第11条 ～ 第13条 （略）</p> <p>附 則 この要領は，平成28年12月12日に施行する。</p> <p>附 則 この要領は，令和3年2月8日から施行し，令和2年11月27日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は，令和5年1月23日から施行し，令和4年10月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は，令和6年7月5日から施行し，令和6年4月26日から適用する。</u></p>